

総務省 規制の事前評価書

(ドメイン名の名前解決サービスに係る信頼性の確保等)

所管部局課室名：総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課

電話番号：03-5253-5978

e-mail：kaisei2015-zigyohou@ml.soumu.go.jp

評価実施時期：平成 27 年 3 月

1. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 現状及び問題点

①DNS とは何か

- 我々がインターネットを利用する際には、一般的に、Web サイトの URL 等に用いられている「www.example.jp」などのドメイン名を利用しているが、実際にインターネット上において機器同士がデータのやりとりをする際には、「192.0.2.1」といった、数字を「.（ドット）」でつないだ IP アドレスを用いて通信の送信元や宛先を特定していることから、インターネット上で通信を実現させるためには、我々が用いているドメイン名を、当該ドメイン名に対応する IP アドレスに変換（ドメイン名の名前解決）するための仕組みが必要となる。
- このような仕組みは、ドメインネームシステム（DNS）と呼ばれ、主にドメインの管理者が設置する権威 DNS サーバーによって実現され、国際的な民間団体において定められた標準に従って運用されることにより、全世界で利用されているところである。

②名前解決の仕組み

- ドメイン名は階層構造となっており、例えば「www.example.jp」というドメイン名は、上位の階層から、「.jp」というトップレベルドメイン（TLD^{※1}）の階層、「example」というセカンドレベルドメインの階層、という形で構成されており、ドメイン名の一意性を担保するため、それぞれの階層において、ドメインの管理を行う者は一の者に限定されている。
- ドメインの管理者は自らのドメイン及び下位階層のドメインについて責任を有しており、各階層のドメイン管理者は、それよりも下位階層のドメイン（サブドメイン）の管理等について別の一の者に委任することで、ドメイン管理を効率化している。当該委任については、国際的にインターネット資源管理を行っている非営利法人である ICANN が TLD^{※1} について行い、サブドメインについては上位階層のドメインの管理者がサブドメインについて行うこととなっている^{※2}。

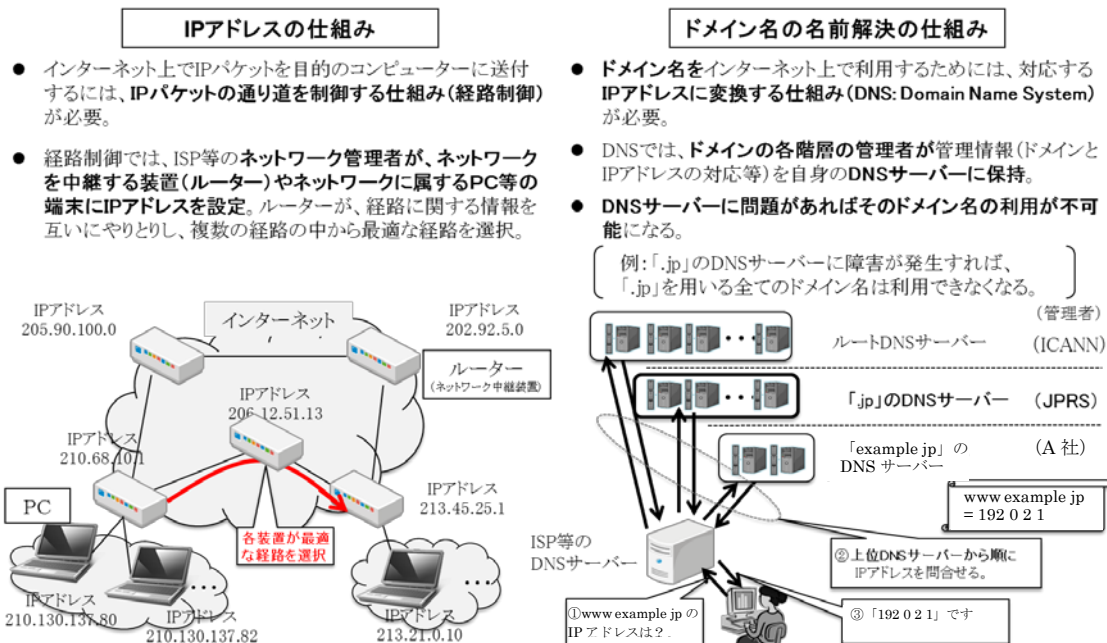
※1 ドメイン名のうち、「.」（ドット）で区切られた一番右側の部分。

※2 例えば、「www.example.jp」というドメイン名の場合、ICANN は、「.jp」の等の委任を、「.jp」の管理者は「.jp」に続く「example」の管理等の委任を別の一の者に対して行う。

- 上述の様に、ドメインの管理者として選定され、ドメインの運用を委任された者

は、主に自ら権威 DNS サーバーを設置し、インターネットの利用者に対して、自らが管理するドメインに係る名前解決サービスを提供することになる（名前解決の詳細については下図参照）。

＜IP アドレスとドメイン名の名前解決の仕組み＞



- ※上図における「ドメイン名の名前解決の仕組み」に関する説明
- ユーザーが「www.example.jp」にアクセスしようとする場合、
- I) ISP 等の DNS サーバー（キャッシュ DNS サーバー）を通じて、「www.example.jp」に対応する IP アドレスを、最上位階層にある権威 DNS サーバー（ルート DNS サーバー）へ問合せ
 - II) ルート DNS サーバーは、「www.example.jp」に対応する IP アドレスがわからないため、1 階層下のサブドメイン（ここでは「.jp」）を管理する権威 DNS サーバーの IP アドレスをキャッシュ DNS サーバーへ回答
 - III) キャッシュ DNS サーバーは、「www.example.jp」に対応する IP アドレスを「.jp」を管理する権威 DNS サーバーへ問合せ
 - IV) 「.jp」を管理する権威 DNS サーバーは、「www.example.jp」に対応する IP アドレスがわからないため、1 階層下のサブドメイン（ここでは「example.jp」）を管理する権威 DNS サーバーの IP アドレスをキャッシュ DNS サーバーへ回答
 - V) キャッシュ DNS サーバーは、「www.example.jp」に対応する IP アドレスを「example.jp」を管理する権威 DNS サーバーへ問合せ
 - VI) 「example.jp」を管理する権威 DNS サーバーは、「www.example.jp」に対応する IP アドレス（「202.214.160.1」）をキャッシュ DNS サーバーへ回答
 - VII) キャッシュ DNS サーバーは、VI) で得た IP アドレスをユーザーに伝え、ユーザーは、当該 IP アドレスを用いて、「www.example.jp」へアクセスすることが可能となる。

③市場規模

- ドメイン名の名前解決サービスを提供する我が国の法人等（上図におけるIV）、VI)を行う法人等）は、現在、約 200 者超が存在し、市場規模は、JPRS の「.jp」（「co.jp」等を含む。）が約 138 万件、海外の事業者であるベリサインの「.com」、

「.net」がそれぞれ約 194 万件、約 61 万件、GMO ドメインレジストリの「.tokyo」が約 2 万件、その他の事業者が提供するものを合わせ、計約 490 万件となっている（平成 26 年 8 月現在。）。

④問題点

○ドメイン名の名前解決は、①のとおり、インターネットの通信において欠かせないものであり、主にドメインの管理者が設置する権威 DNS サーバーによりそのサービスが提供されているものであるが、近年、ブロードバンド化の進展による名前解決の問合せの増加（「.jp」については約 10 年で約 5 倍に増加）や名前解決に係るセキュリティ対策（なりすまし回答の防止措置）の導入に伴い、DNS サーバーの処理能力不足や管理・運用の複雑化による人為ミス等に起因する DNS の障害が発生しており、これにより、インターネット自体が利用できなくなる事故が発生している*。

※ 例えば、平成 22 年に、ドイツやイギリスにおいて、我が国の「.jp」に相当する、利用者への影響が非常に大きい重要な名前解決サービスにおいて、名前解決ができなくなる障害が発生。また、国内においても、例えば 2009 年には、約 3 万 3 千ドメインに影響がでる障害が発生するなど、度々名前解決できなくなる障害が発生している。

○今後も新たなセキュリティ対策の導入などが必要になることが想定されており、DNS サーバーの管理・運用の更なる複雑化が見込まれている。一方、現状においては、設備の管理・運用について、国際的な標準に則ることも含めて管理・運用者それぞれの自主的取組に委ねられており、その管理・運用体制の不備に起因する、我が国のインターネットの利用に著しい支障を生じさせる事故が発生する蓋然性が生じているところ。しかし、現行の電気通信事業法体系において、ドメイン名の名前解決サービスを提供する事業は同法の適用除外の事業とされており、当該サービスについて、信頼性を確保するための規律が課されていない状況にある。

○また、従来、TLD は「.jp」等の ccTLD^{*1}のほか、「.com」、「.net」等、22 の gTLD^{*2}しか存在しなかったが、gTLD について、平成 24 年に ICANN が追加割当ての申請を受け付け、昨年から当該割当てを受けて我が国の法人等が管理する「新 gTLD」が新たに誕生しているところである。

※1 国別コードトップレベルドメイン（各国・地域に一对一で対応する TLD）。我が国の ccTLD は「.jp」。

※2 一般トップレベルドメイン（ccTLD 以外の全ての TLD）。

○ccTLD 及び地理的名称 gTLD（地名を冠した新 gTLD）については、その管理者となるための申請要件として、国又は地方公共団体のエンドースメント（支持）が必要とされており、他の TLD に比して公共性の高い TLD となっていることから、サービスの安定的提供等が利用者や国・地方公共団体から強く要請されている。しかし、これらについても前述のとおり、法的になんら規律が課されていない状況にある。

(2) 規制の新設又は改廃の目的、内容及び必要性

①新設又は改廃の目的

(1) のような現状を踏まえ、インターネット利用に欠かせないドメイン名の名前

解決サービスの確実かつ安定的な提供を確保するため、当該サービスのうち、利用者へ及ぼす影響が大きいもの（公共性が高いもの又は大規模なもの。詳細は後述。）を提供する事業者に対し、電気通信事業の届出、管理規程（事故防止の取組等を定める自主基準）の作成・届出義務等を課すとともに、当該サービスのうち、公共性の高いものを提供する事業者に対しては、会計の整理・公表義務等を課すこととする。これによって、ドメイン名の名前解決サービスの確実かつ安定的な提供を確保し、利用者が安心してインターネットを利用できる環境を実現する。

②新設又は改廃の内容

1) 電気通信事業の届出義務等の適用対象の拡大

ドメイン名の名前解決サービスのうち公共性が高いもの（＝国又は地方公共団体に関連する文字を用いた TLD に係るもの）又は大規模なもの[※]を提供する電気通信事業について、電気通信事業法の適用除外の電気通信事業から除外し、同法の規律対象とすることにより、当該事業を営む者について、電気通信事業の届出義務のほか届出電気通信事業者に係る一般的な規律（業務の停止等の報告、業務の改善命令等）の規律対象とする。

※ 法律上は『確実かつ安定的な提供を確保する必要がある』ドメイン名の名前解決サービスを提供する電気通信事業』と規定し、省令において、公共性が高いもの又は大規模なもの（インターネット市場は環境の変化が激しく、機動的な見直しを可能としておくことが必要となることを踏まえ、基準については省令で規定することを想定。）を対象とすることを定めることとしている。

2) 管理規程の作成・届出義務等の適用対象の拡大等

ドメイン名の名前解決サービスのうち公共性が高いもの又は大規模なもの[※]の用に供する電気通信設備について、国際的な標準への適合維持義務を課すとともに、当該電気通信設備を事業用電気通信設備と位置付けることにより、管理規程の作成・届出、電気通信設備統括管理者の選任義務の適用対象に、ドメイン名の名前解決サービスのうち公共性が高いもの又は大規模なものを提供する電気通信事業者を加えることとする。

3) 会計の整理・公表義務及び役務提供義務の新設

ドメイン名の名前解決サービスのうち公共性が高いものを提供する電気通信事業者について、会計の整理・公表を義務付けるとともに、正当な理由がなければ、役務の提供を拒んではならないこととする。

< 規律対象となる TLD とサービス提供者数（H27. 2. 1 現在） >

- ・ ccTLD（国別コードトップレベルドメイン）
「. jp」（1 者）
- ・ 地理的名称 gTLD（地名を用いた汎用トップレベルドメイン）
「. tokyo」、「. nagoya」、「. yokohama」、「. okinawa」、「. ryukyu」、（2 者）

③新設又は改廃の必要性

1) 電気通信事業の届出義務等の適用対象の拡大、2) 管理規程の作成・届出義務等の適用対象の拡大等

○1. (1)④のとおり名前解決サービスの障害が発生していることを踏まえ、

障害が発生した場合に、利用者に及ぼす影響が大きい名前解決サービスの信頼性を確保するため、現在、電気通信事業法の適用対象外の電気通信事業となっているドメイン名の名前解決サービスのうち公共性が高いもの又は大規模なものを提供する電気通信事業について、同法の適用除外の電気通信事業から除外し、同法の規律対象とする必要がある。

- また、各事業者の自主的取組に委ねられてきた、民間主導によって定められた国際標準の遵守について、これに基づき設備を設置する義務を課すことによって、設備の実装面の信頼性を確保するとともに、管理規程の作成・届出、電気通信設備統括管理者の選任義務等を課すことにより、確実かつ安定的な電気通信役務を提供するための管理・運用体制を確保する必要がある。

3) 会計の整理・公表義務及び役務提供義務の新設

- ドメイン名の名前解決サービスのうち公共性が高いものを提供する電気通信事業者については、国や地方公共団体よりエンドースメントを受けて当該サービスを提供しており、これらについての名前解決サービスは、国又は地方公共団体の信用力を期待する利用者やエンドースメントを与えた国又は地方公共団体からの差別なく安定的に提供されることへの要請が特に強いものである。
- このため、いかなる者に対しても役務が提供されるよう、恣意的な役務提供を禁止するとともに、将来にわたり名前解決サービスの継続的かつ安定的な提供が図られるかを広く利用者及び国又は地方公共団体が予測できるようにする必要がある。

○関連する主要な政策

情報通信（ICT政策） 政策12「情報通信技術利用環境の整備」

○法令の名称・関連条項とその内容 ※改正案の条文

- 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）
 - ・第24条第1号ハ（会計の整理義務）
 - ・第39条の3（会計の公表義務、役務の提供義務等）
 - ・第41条の2、第44条第1項、第44条の3、第45条（国際的な標準への適合維持義務、管理規程の作成・届出義務等）
 - ・第164条第1項第3号、第2項（適用除外等）
 - ・第186条第3号、第191条第2号（罰則）

2. 規制の新設又は改廃案の規制の費用及び便益

(1) 規制の費用

① 遵守費用

1) 電気通信事業の届出義務等の適用対象の拡大

ドメイン名の名前解決サービスのうち公共性が高いもの又は大規模なものを提供する電気通信事業を営む者については、当該適用対象の拡大を行わない

場合と比べて、電気通信事業の届出等を行う遵守費用が発生するが、少なくとも 200 者超存在する当該電気通信事業を営む者のうち、その対象となる者については、数者にとどまる見込み（公共性が高いものを提供する事業者：3者、大規模なものを提供する事業者：数者を想定。）であり、かつ、電気通信事業者ごとにみても、新たに発生する遵守費用は限定的^{*}であると考ええる。

※ 例えば、電気通信事業の届出記載事項は、以下の通りであり、届出にかかる事務費用は多大なものとはならない見込み。また、届出電気通信事業者に係る一般的な規律を守るにあたり、多額の費用を要する内容は想定されていない。

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- ・ 業務区域
- ・ 電気通信設備の概要

2) 管理規程の作成・届出義務等の適用対象の拡大等

ドメイン名の名前解決サービスのうち公共性が高いもの又は大規模なものを提供する電気通信事業者については、当該適用対象の拡大等を行わない場合と比べて、管理規程の作成・届出、電気通信設備統括管理者の選任等の遵守費用が生じるが、その対象となる事業者は、2. (1)①1)に記載したとおり数者にとどまる見込みであり、かつ、電気通信事業者ごとにみても、例えば、管理規程については、必要とされる内容について国が一定の基準を定めているものの、事業者がそのサービスや設備の特性に応じて自主的に定める基準^{*}であることから、新たに発生する遵守費用は、限定的であると考ええる。

※ 他方、当該基準を遵守せず、あるいは必要な内容が定められないことにより、電気通信事業者が同種の事故を多発させているような場合には、総務大臣による管理規程の遵守・変更命令が発することが可能とされ、その実効性が担保されているもの。

3) 会計の整理・公表義務及び役務提供義務の新設

ドメイン名の名前解決サービスのうち公共性が高いものを提供する電気通信事業者について、当該規制の新設を行わない場合と比べて、会計の整理・公表を実施する遵守費用が生じるが、その対象となる事業者は、1. (2)②3)に記載したとおり、現時点においては3者（いずれも株式会社）にとどまる見込みであり、かつ、電気通信事業者ごとにみても、整理・公表を求める内容は、会社法に基づき、株式会社が作成を義務付けられている計算書類（貸借対照表、損益計算書等）と同等程度のものを想定しており、新たに発生する遵守費用も限定的であると考ええる。

②行政費用

1) 電気通信事業の届出義務等の適用対象の拡大

当該適用対象の拡大を行わない場合と比べて、ドメイン名の名前解決サービスのうち公共性が高いもの又は大規模なものを提供する電気通信事業を営む者が総務大臣に対して行う事業開始の届出等について、情報を整理するための事務的負担が発生するが、その対象となる者は、2. (1)①1)に記載したとおり数者にとどまる見込みであり、新たに発生する行政費用は限定的である^{*}と考ええる。

※ 平成 27 年 1 月時点で、既に届出を行っている電気通信事業者は約 16,000 者。

2) 管理規程の作成・届出義務等の適用対象の拡大等

当該適用対象の拡大等を行わない場合と比べて、ドメイン名の名前解決サービスのうち公共性が高いもの又は大規模なものを提供する電気通信事業者が総務大臣に対して行う管理規程の届出等について、情報の整理及び当該届出の内容が適切であるか確認をするための事務的負担が発生するが、その対象となる者は、2. (1)①1)に記載したとおり数者にとどまる見込みであり、新たに発生する行政費用は限定的であると考え。

※ 平成 27 年 1 月時点で、既に管理規程の届出を行っている電気通信事業者は約 500 者。

3) 会計の整理・公表義務及び役務提供義務の新設

当該規制の新設を行わない場合と比べて、ドメイン名の名前解決サービスのうち公共性が高いものを提供する電気通信事業者が行う会計の整理・公表について、その内容等が適切であるか確認をするための事務的負担が生じるが、その対象となる者は、1. (2)②3)に記載したとおり、現時点においては 3 者にとどまる見込みであり、また、役務提供義務については、その義務を課す際に行政費用が発生する性格のものではないことから、新たに発生する行政費用は限定的であると考え。

③その他の社会的費用

特にない。

(2) 規制の便益

①遵守便益

上記の制度整備を行うことにより、ドメイン名の名前解決サービスが確実かつ安定的に提供されることとなり、当該適用対象の拡大等を行わない場合と比べて、当該サービスを提供する電気通信事業者の信頼性の向上につながるるとともに、当該サービス停止等に伴う苦情処理費用の低減等につながるものと考え。

②行政便益

特にない。

③その他の社会的便益

上記の制度整備を行うことにより、ドメイン名の名前解決サービスが確実かつ安定的に提供されることとなり、当該適用対象の拡大等を行わない場合と比べて、利用者が安心してインターネットを利用できる環境を享受できるとともに、電気通信の健全な発達につながるものと考え。

3. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

法律の施行後 3 年を経過した場合において、改正後の規定の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしていることから、分析対象期間を 3 年間とする。

今回の制度改正において重要なドメイン名の名前解決サービスの確実かつ安定的な提供の確保が図られることにより、新たな遵守費用及び行政費用が一定程度発生するものと考えられるが、前述のとおりその費用は限定的であると考ええる。

一方、国民生活や社会経済活動の基盤となり、深く浸透しているインターネットに欠かせないドメイン名の名前解決に係る障害が発生している状況において、今回の制度整備を行うことにより、利用者に与える影響が非常に大きいドメイン名の名前解決サービスについては確実かつ安定的な提供の確保が図られることとなり、インターネットの利用環境に著しい支障が生じる事態を回避することができるとともに、電気通信の健全な発達につながることから、規制の新設に伴う費用は便益に見合ったものであり、適切かつ合理的なものであると考ええる。

4. 規制の新設又は改廃案と代替案との比較

(1) 代替案

- 1) 利害関係者や民間主導による目標・基準の設定により信頼性確保等を図る案
- 2) 国や地方公共団体と公共性の高いサービスを提供する事業者との間のエンドースメントに関する契約により信頼性確保等を図る案

(2) 代替案の規制の費用

① 遵守費用

- 1) 利害関係者や民間主導による目標・基準の設定により信頼性確保等を図る案
この場合、民間主導による自主的な目標・基準が設定され、その達成に向けた活動が行われることから、当該目標・基準を設定しない場合と比べて、事業者における遵守費用は発生するものの、あくまで自主的な目標・基準を設定することから当該費用は限定的であると考ええる。
- 2) 国や地方公共団体と公共性の高いサービスを提供する事業者との間のエンドースメントに関する契約により信頼性確保等を図る案
この場合、両者の自由意思に基づいて規制内容等が設定されることから、当該契約による規律を行わない場合と比べて、事業者における遵守費用は発生するものの、両者の合意に基づく内容を設定するものであることから、当該費用は限定的であると考ええる。

② 行政費用

- 1) 利害関係者や民間主導による目標・基準の設定により信頼性確保等を図る案
特にない。
- 2) 国や地方公共団体と公共性の高いサービスを提供する事業者との間のエンドースメントに関する契約により信頼性確保等を図る案
この場合、契約内容の調整等が必要となることから、当該契約による規律を行わない場合と比べて、行政費用は発生するものの限定的であると考ええる。

③ その他の社会的費用

- 1) 利害関係者や民間主導による目標・基準の設定により信頼性確保等を図る案
特にない。
- 2) 国や地方公共団体と公共性の高いサービスを提供する事業者との間のエンド

ースメントに関する契約により信頼性確保等を図る案
特にない。

(3) 代替案の規制の便益

① 遵守便益

1) 利害関係者や民間主導による目標・基準の設定により信頼性確保等を図る案

この場合、適切な目標・基準が設定及び達成された場合には、当該目標・基準を設定しない場合と比べて、事業者の信頼性向上とともに、当該サービス停止等に伴う苦情処理費用の低減等につながるものとする。

2) 国や地方公共団体と公共性の高いサービスを提供する事業者との間のエンドースメントに関する契約により信頼性確保等を図る案

この場合、両者の自由意思に基づいて適切な内容の契約が締結され、それが確実に実行された場合には、当該契約による規律を行わない場合と比べて、事業者の信頼性の向上とともに、当該サービス停止等に伴う苦情処理費用の低減等につながるものとする。

② 行政便益

1) 利害関係者や民間主導による目標・基準の設定により信頼性確保等を図る案
特にない。

2) 国や地方公共団体と公共性の高いサービスを提供する事業者との間のエンドースメントに関する契約により信頼性確保等を図る案

特にない。

③ その他の社会的便益

1) 利害関係者や民間主導による目標・基準の設定により信頼性確保等を図る案

この場合、適切な目標・基準が設定及び達成された場合には、当該目標・基準を設定しない場合と比べて、利用者が安心してインターネットを利用できる環境を享受できるとともに、電気通信の健全な発達につながるものとする。

2) 国や地方公共団体と公共性の高いサービスを提供する事業者との間のエンドースメントに関する契約により信頼性確保等を図る案

この場合、両者の自由意思に基づいて適切な内容の契約が締結され、それが確実に実行された場合には、当該契約による規律を行わない場合と比べて、利用者が安心してインターネットを利用できる環境を享受できるとともに、電気通信の健全な発達につながるものとする。

(4) 代替案との比較結果

1) 利害関係者や民間主導による目標・基準の設定により信頼性確保等を図る案

この場合、改正案と比べて規制の費用は限定的であり、適切な目標・基準が設置及び達成された場合には、改正案と同等の便益（事業者の信頼性向上、利用者が安心してインターネットを利用できる環境整備）を得ることができるものとする。

しかし、民間主導によって自主的な基準が設定される場合、適切な目標・基

準が設定されるか否か、また、その実効性が担保されるか否かという点が確実ではない。つまり、当該代替案では、インターネットに欠かせないドメイン名の名前解決サービスの確実かつ安定的な提供を確保する、という当初の目的が確実に達成されるとまではいえず、得られる便益の確実性に欠ける。

したがって、罰則等の実効性担保措置を含めた制度整備である今般の改正案による規制の新設を行うことが望ましいと考えられる。

2) 国や地方公共団体と公共性の高いサービスを提供する事業者との間のエンドースメントに関する契約により信頼性確保等を図る案

この場合、改正案と比べ規制の費用が限定的であり、適切な内容の契約が締結され、それが確実に実行された場合には、改正案と同等の便益（事業者の信頼性向上、利用者が安心してインターネットを利用できる環境整備）を達成するものとする。

しかし、代替案における契約は、当事者双方が義務を負うことが通常であることから、国は、国や地方公共団体がエンドースメントを与える枠組みとなっている公共性の高いサービスを提供する事業者との間でしか契約を結ぶことができないことが想定され、大規模なサービスを提供する事業者についても規律対象としている改正案と比べ、ドメイン名の名前解決サービスの確実かつ安定的な提供の確保が十分に図られないおそれがある。また、契約は、国と事業者の自由意思に基づくものであることから、両者が合意に達しない場合には契約自体が結ばれないことが想定されるなど、その実効性担保の面で十分とはいえない。よって、当該代替案では、当初の目的が確実に達成されるとまではいえず、得られる便益の確実性に欠ける。

したがって、罰則等の実効性担保措置を含めた制度整備である今般の改正案による規制の新設を行うことが望ましいと考えられる。

5. 有識者の見解、評価に用いた資料その他関連事項

(1) 有識者の見解

「ドメイン名に関する情報通信政策の在り方」に関する情報通信審議会からの答申において、以下の内容等が示されており、これを反映したものである（以下引用）。

- ・ 今日インターネットの利用状況等を勘案し、DNS サービス提供に著しい支障が生じた場合のセーフティネットの必要性については、インターネットの安定的利用の観点から必要不可欠である。
- ・ ccTLD である「.jp」の管理・運營業務が公共性の高い事業である一方で、「.jp」が、JPRS という 1 民間企業により提供され、料金等も JPRS が経営判断として決定している実態に鑑みた場合、現在の会社法の規律に基づく情報開示である貸借対照表の要旨のみの公示では、登録者、レジストラやインターネットの利用者にとって、事業の継続性・安定性や「.jp」のレジストリである JPRS の主な活動内容を確認するための情報量が不足している状況にあると判断されるため、経営の実態等を示す財務情報など、JPRS の会社情報等の開示については、事業・サービスの継続性・安定性に支障の無い範囲で、更に充実させることが望ましい。

※ 用語の説明（答申より一部引用）

- ・ ccTLD : 国や地域ごとに割り当てられたTLDであり、日本を表す「.jp」などがこれにあたる。
- ・ レジストラ : gTLDにおいてはICANNの認定を受けて、登録者からのドメイン名登録申請を受け付け、レジストリのデータベースに情報を登録する機関である。「.jp」においては類似の構造として指定事業者と呼ばれ、登録者（略）からドメイン名の登録申請をレジストリに取次ぐ機関である。
- ・ レジストリ : ICANNとの間で、ドメイン名の登録管理を、契約等により委任された機関である。我が国の「.jp」については、JPRSがこれに該当する。
- ・ ICANN : 米国カリフォルニア州に登録された民間の非営利公益法人。
- ・ gTLD : インターネットで使われるTLDのうち、ccTLD以外のもの。ICANNが認定したレジストリと呼ばれる業者が登録管理業務を行っている。

(2) 評価に用いた資料その他関連事項

- ・ 「ドメイン名に関する情報通信政策の在り方」（平成 25 年 10 月 1 日付け諮問第 20 号）に関する情報通信審議会からの答申（平成 26 年 12 月 18 日）
(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02kiban04_03000160.html)

6. レビューを行う時期又は条件

法律の施行後 3 年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。